

最高裁昭和五〇年（行ツ）第二二号、五〇・九・一一判決

判 決

上告人 株式会社東京書院

被上告人 中央労働委員会

参加人 東京書院労働組合

右当事者間の東京高等裁判所昭和四八年（行コ）第四一号行政処分取消請求事件について、同裁判所が昭和四九年一〇月二八日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人 Y1 の上告理由について。

所論の点に関する原審の認定判断は正当であって、原判決に所論の違法はない(所論の挙示する労働委員会規則三四条六項は同条一項六号の誤記と認められる)。論旨は、いずれも採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷